

保 発 0221 第 3 号

令 和 6 年 2 月 21 日

都 道 府 県 知 事 }
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）について、その一部を下記のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）の一部を次のように改正する。

○別添 1 別紙を次の表のように改正する。

改正後	改正前 (傍線部分が改正部分)
別添 1 別紙 第 1 章 総則 1 ～ 4 (略) 5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成 30 年 1 月 16 日保発 0116 第 2 号厚生労働省保険局長通知) の別紙 1 「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>3 年以上 (うち、保険医療機関で従事した期間は 2 年まで)</u> 柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙 2 「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の 2 で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。 6 ～ 7 (略)	別添 1 別紙 第 1 章 総則 1 ～ 4 (略) 5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成 30 年 1 月 16 日保発 0116 第 2 号厚生労働省保険局長通知) の別紙 1 「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>二年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙 2 「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の 2 で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</u> <u>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和 4 年度及び令和 5 年度は二年以上 (うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで) とし、その実施状況を踏まえつつ、令和 6 年度以降は三年以上 (うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで) とするものであること。</u> 6 ～ 7 (略)

○別添 2 を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
別添 2 受領委任の取扱規程 第 1 章 総則 1 ～ 4 (略) 5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成 30 年 1 月 16 日保発 0116 第 2 号厚生労働省保険局長通知) の別紙 1 「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>3 年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は 2 年まで)</u> 柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙 2 「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の 2 で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。 6 ～ 7 (略)	別添 2 受領委任の取扱規程 第 1 章 総則 1 ～ 4 (略) 5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成 30 年 1 月 16 日保発 0116 第 2 号厚生労働省保険局長通知) の別紙 1 「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>二年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙 2 「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の 2 で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</u> <u>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和 4 年度及び令和 5 年度は二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)とし、その実施状況を踏まえつつ、令和 6 年度以降は三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)とするものであること。</u> 6 ～ 7 (略)